

国民年金法等の一部を改正する法律案の概要

1. 法案の趣旨

公的年金制度に基づく障害年金の受給権者について、結婚や子の出生等による生活状況の変化に応じたきめ細かな対応を図る観点から、障害基礎年金、障害厚生年金等の額の加算に係る子及び配偶者の範囲を拡大するための所要の措置を講じるもの。

2. 法案の概要

(1) 障害基礎年金の子の加算の改善

障害基礎年金について、年金を受給した後に子を有するに至ったときにも加算を行うものとする。

(2) 障害厚生年金、障害共済年金の配偶者の加算の改善

障害厚生年金について、年金を受給した後に65歳未満の配偶者を有するに至ったときにも加算を行うものとする。(障害共済年金についてもこれと同様の改正を行う。)

(注) 昭和60年改正前の国民年金法や厚生年金保険法に基づく障害年金についても上記に準じた改正を行う。

(3) 施行期日

平成23年4月1日